

たばこ対策関係省庁連絡会議

1. 趣旨

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の内容を踏まえ、関係省庁の密接な連携の下にたばこ対策を促進するため、たばこ対策関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2. 構成員

連絡会議の構成員は別紙のとおりとする。

構成員は必要に応じ追加することができるものとする。

3. 幹事会

連絡会議の下に、別紙で構成する幹事会を置く。

幹事会の構成員は必要に応じ追加することができるものとする。

幹事会の下に、ワーキンググループを設けることができるものとする。

4. 事務局

連絡会議の事務局（庶務）は、財務省理財局総務課たばこ塩事業室の

協力を得て厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室において処理する。

5. その他

会議の運営等に関し必要な事項は連絡会議において定める。

6. 設置

平成 16 年 6 月 15 日

平成20年6月19日現在

関係省庁連絡会議構成メンバー

人事院（職員福祉局長）
内閣府（政策統括官（共生社会政策担当））
警察庁（生活安全局長）
総務省（情報通信政策局長）
公正取引委員会（取引部長）
法務省（官房長）
外務省（地球規模課題審議官）
財務省（理財局長）
文部科学省（スポーツ・青少年局長）
厚生労働省（健康局長）
農林水産省（生産局長）
経済産業省（通商政策局長）
国土交通省（総合政策局長）
環境省（地球環境局長）

幹事会メンバー

人事院（職員福祉局職員福祉課健康安全対策推進室長）
内閣府（政策統括官（共生社会政策担当）付青少年育成第2担当参事官）
警察庁（生活安全局少年課少年保護対策室長）
総務省（情報通信政策局地上放送課長）
公正取引委員会（取引部消費者取引課長）
法務省（官房秘書課国際室長）
外務省（国際協力局専門機関課長）
財務省（理財局総務課たばこ塩事業室長）
文部科学省（スポーツ・青少年局学校健康教育課長）
厚生労働省（健康局総務課生活習慣病対策室長）
厚生労働省（労働基準局安全衛生部環境改善室長）
農林水産省（生産局特産振興課長）
経済産業省（通商政策局国際経済課長）
国土交通省（総合政策局安心生活政策課長）
環境省（地球環境局総務課長）